



BCMS

事業継続マネジメントシステム

BCMS 認証機関認定基準及び指針

JIP-BCAC100-2.0

2016年1月15日

一般財団法人 **日本情報経済社会推進協会**

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
0.8	2008.9.10	実証運用版として制定	
1.0	2010.3.1	BCMS 本格運用のために改訂。 JIS Q 17021 に対する BCMS 固有の要求事項及び手引きを追加。	
1.1	2011.2.4	ISO/IEC 17021:2011 発行に伴う変更。 JIS Q 17021:2007 を ISO/IEC 17021:2011 に読み替える。	
1.1a	2011.4.1	協会名称の変更。	
1.1b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更。	
1.2	2012.3.22	ISO/IEC 17021:2011 と内容が一致する JIS Q 17021:2011 の制定に伴う変更。	
1.2a	2012.5.11	BC 9.3.1.1 字句の追加	
1.3	2012.8.1	ISO 22301 発行に伴う変更	
2.0	2016.1.15	JIS Q 17021-1:2015 発行に伴う変更	

目 次

序文

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 原則
- 5 一般要求事項
 - 5.1 法的及び契約上の事項
 - 5.2 公平性のマネジメント
 - 5.3 債務及び財務
- 6 組織運営機構に関する要求事項
- 7 資源に関する要求事項
 - 7.1 要員の力量
 - 7.2 認証活動に関与する要員
 - 7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用
 - 7.4 要員の記録
 - 7.5 外部委託
- 8 情報に関する要求事項
 - 8.1 情報の公開
 - 8.2 認証文書
 - 8.3 認証の引用及びマークの使用
 - 8.4 機密保持
 - 8.5 認証機関と依頼者との間の情報交換
- 9 プロセス要求事項
 - 9.1 認証活動に先立つ事項
 - 9.2 審査の計画作成
 - 9.3 初回認証
 - 9.4 審査の実施
 - 9.5 認証の決定
 - 9.6 認証の維持
 - 9.7 異議申立て
 - 9.8 苦情
 - 9.9 依頼者に関する記録
- 10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項
附属書A BCMS 審査チームの選定条件

まえがき

この基準及び指針は、事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という）認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という）が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

序文

組織のマネジメントシステムを審査及び認証する機関に対する基準を規定する日本工業規格として、JIS Q 17021-1 がある。このような審査及び認証する機関を、JIS Q 22301 との適合性に関するBCMS の審査及び認証を目的として、JIS Q 17021-1 に適合しているとして認定するためには、JIS Q 17021-1 に対して追加の要求事項及び手引が必要である。この基準及び指針は、このような追加の要求事項及び手引を提供する。

この基準及び指針は、JIS Q 17021-1 の構成に沿っている。また、JIS Q 17021-1 をBCMS 認証に適用するためのBCMS固有の追加の要求事項及び手引は、“BC”という表記によって識別されている。

この基準及び指針において、“～なければならない”という表現は、JIS Q 17021-1 及びJIS Q 22301 の要求事項を反映する必須要件の規定を示すために用いられている。“～ことが望ましい”という表現は、推奨事項を示すために用いられている。

この基準及び指針の目的の一つは、認定機関が認証機関を評価しようとする場合に用いる規格の適用を、より有効に整合できるようにすることである。

注記 この基準及び指針において、“マネジメントシステム”及び“システム”という用語は、区別なく用いられている。マネジメントシステムの定義は、JIS Q 9000:2006 に規定されている。この基準及び指針で用いられているマネジメントシステムを、他の種類のシステム、例えば、IT システムと混同すべきではない。

1 適用範囲

この基準及び指針は、JIS Q 17021-1 及びJIS Q 22301 に規定する要求事項に加えて、BCMS の審査及び認証を行う機関に対する要求事項を規定し、かつ、手引を提供する。この基準及び指針は、BCMS 認証を行う認証機関の認定を支援することを主として意図している。

この基準及び指針に含まれる要求事項は、BCMS 認証を行う機関によって、その力量及び信頼性の観点から実証されることを意図しており、また、この基準及び指針に含まれる手引は、BCMS 認証を行う機関に対し、要求事項に関する追加の解釈を提供する。

注記 この基準及び指針は、認定、同定性評価又は他の審査プロセスに対する基準文書として使用できる。

2 引用規格

次に掲げる規格の全部又はその一部は、通常、この基準及び指針に引用されることによって、この基準及び指針の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 17021-1 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：
要求事項

JIS Q 22301 社会セキュリティー事業継続マネジメントシステム—要求事項

JIS Q 22300 社会セキュリティー用語

ISO/IEC TS 17021-6 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第6部：事業継続マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

3 用語及び定義

この基準及び指針で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17000、JIS Q 17021-1、JIS Q 22300 及びJIS Q 22301 によるほか、次による。

3.1

認証文書 (certification document)

依頼者のBCMS が、特定したBCMS 規格及び依頼者のBCMS の下で要求される他の補足文書に適合していることを示す文書。

4 原則

原則は、JIS Q 17021-1 の箇条4 による。

5 一般要求事項

5.1 法的及び契約上の事項

法的及び契約上の事項は、JIS Q 17021-1 の5.1 による。

5.2 公平性のマネジメント

公平性のマネジメントは、JIS Q 17021-1 の5.2 によるほか、次の要求事項及び手引による。

5.2.1 BC 5.2 利害抵触

認証機関は、コンサルティングとみなされずに、かつ、利害抵触の可能性があるとされずに、次の業務を遂行してもよい。

- a) 研修コースの手配及び講師としての参加。ただし、このコースが事業継続マネジメント、関連するマネジメントシステム又は審査に関連する場合は、認証機関は、公開されており入手可能な一般的な情報及び助言の提供にとどめなければならない。つまり、b)の要求事項に違反するような、企業固有の助言を提供してはならない。
- b) 認証審査規格の要求事項についての認証機関の解釈を記載した情報の、要請に応じた提供又は公開(9.1.3.6 参照)
- c) 認証審査を受ける準備が整っているかの決定のためだけを目的とする審査前の活動。ただし、そのような活動が、5.2.1 の違反になるような勧告又は助言をしてはならない。また、認証機関は、審査前活動が5.2.1 の要求事項に違反しないこと、及び結果的に認証審査期間の短縮根拠として利用されないことを確認できなければならない。

- d) 認定範囲以外の規格又は規制に従った、第三者審査及び第三者審査の実行
- e) 認証審査及びサーベイランスにおける価値の付加。例えば、特定の解決策の提示を含まない、審査中に明らかになった改善の機会の明示

認証機関は、認証の対象となる依頼者のBCMS の内部の事業継続レビューを提供してはならない。さらに、認証機関は、BCMS 内部監査を提供する機関（個人を含む。）から独立していなければならない。

5.3 債務及び財務

債務及び財務は、JIS Q 17021-1 の5.3 による。

6 組織運営機構に関する要求事項

組織運営機構に関する要求事項は、JIS Q 17021-1 の箇条6 による。

7 資源に関する要求事項

7.1 要員の力量

要員の力量は、JIS Q 17021-1 の7.1 によるほか、次の要求事項及び手引による。

7.1.1 BC 7.1.1 一般考慮事項

7.1.1.1 一般的な力量要求事項

認証機関は、審査する依頼者のBCMS に関連する技術、法的及び規制の動向に関する知識をもっていることを確実にしなければならない。

認証機関は、JIS Q 17021-1の表A.1 に規定する認証の機能別に力量要求事項を定めなければならない。認証機関は、JIS Q17021-1 に規定する全ての要求事項、並びにこの規格の箇条7.1.2 及び7.2.1 に規定する全ての要求事項（これは自身が定めたBCMS における専門分野に関連する。）を考慮しなければならない。

7.1.2 BC 7.1.2 力量の判断基準の決定

7.1.2.1 BCMS審査に関する力量要求事項

7.1.2.1.1 一般要求事項

認証機関は、少なくとも次の事項を確実にするために、審査チームメンバーの経歴の検証、及び特定の教育・訓練又は概要説明（ブリーフィング）に関する基準をもたなければならない。

- a) 事業継続についての知識
- b) 審査対象となる活動についての専門的知識
- c) マネジメントシステムについての知識
- d) 監査の原則についての知識

注記 監査の原則についての詳細は、JIS Q 19011 に示されている。

- e) BCMS の監視、測定、分析及び評価についての知識

このような上記a)～e)の教育・訓練の要求事項は、審査チームの審査員間で分担できるb)を除き、審査チームの全ての審査員に適用する。

審査チームは、依頼者のBCMS におけるインシデントを示すものから適切なBCMS の要素まで遡ることのできる力量をもっていなければならない。

審査チームは、上記項目の適切な業務経験をもち、かつ、それらを具体的に適用したことがなければならない（これは、一人の審査員が事業継続の全領域の経験を全てもつ必要があることを意味するものではなく、審査チーム全体として、審査対象のBCMS 適用範囲を網羅するのに十分な認識及び経験をもっていなければならない。）。

7.1.2.1.2 事業継続マネジメントの用語、原則、実務及び技術

審査チームの全てのメンバーは、全体として、次の知識をもたなければならない。

- a) BCMS に固有な文書の構造、階層及び相互関係
- b) 事業継続マネジメントに関連するツール、方法及び技法、並びにこれらの適用
- c) 事業影響度分析及びリスクアセスメント
- d) BCMS に適用可能なプロセス
- e) 事業継続戦略に基づく事業継続計画及び演習

各審査員は、a), c), d), 及びe)を満たさなければならない。

7.1.2.1.3 事業継続マネジメントシステムの規格及び規準文書

BCMS審査に関与する審査員は、次の知識をもたなければならない。

- a) JIS Q 22301 に含まれる全ての要求事項
- b) JIS Q 22313 に規定される全てのプロセス、及びその実施

7.1.2.1.4 ビジネスマネジメントの実務

BCMS審査に関与する審査員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 産業界における優れた事業継続の慣行、及び事業継続の手順
- b) 事業継続方針及び事業上の要求事項
- c) 一般的なビジネスマネジメントの概念、実務、及び方針と目的と結果との相互関係
- d) マネジメントプロセス及び関連する用語

注記 マネジメントプロセスには、人的資源のマネジメント、内部及び外部のコミュニケーション、並びにその他の関連する支援プロセスも含む。

7.1.2.1.5 依頼者の事業分野

BCMS審査に関与する審査員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 地理及び法的管轄区といった、特定の事業継続領域に関連した法的及び規制の要求事項
注記 法的及び規制の要求事項の知識とは、法律に関する高度に専門的な経歴を意味するものではない。
- b) 事業分野に関連する事業継続リスク
- c) 依頼者の事業分野に関する一般的な用語、プロセス及び技術
- d) 関連する事業分野の実務

基準a)は、審査チーム内で分担できる。

7.1.2.1.6 依頼者の製品、プロセス及び組織

BCMS 審査に関与する審査員は、全体として、次の知識をもたなければならない。

- a) 外部委託を含む、組織の種類、規模、ガバナンス、構造、機能及び関係が、BCMSの開発及び実施並びに認証活動に及ぼす影響
- b) 広い視野から見た複雑な業務
- c) 製品又はサービスに適用される法的及び規制の要求事項

7.1.2.2 BCMS審査チームの指揮に関する力量要求事項

7.1.2.1 の要求事項に加えて、審査チームリーダーは、次の要求事項を満たさなければならない。この要求事項を満たしていることを、指導及び監督の下での審査において実証しなければならない。

- a) 認証審査プロセス及び審査チームを管理する知識及び技能
- b) 口頭及び書面の両方で、効果的な意思疎通の能力があることの実証
附属書Aを参照して、認証機関はBCMS 審査チームの各審査員が満たすべき基準を定めなければならない。

7.1.2.3 申請のレビューの実施に関する力量要求事項

7.1.2.3.1 事業継続マネジメントシステムの規格及び規準文書

審査チームに要求される力量を判定し、審査チームメンバーを選定し、審査工数を決定するための申請のレビューを実施する要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 認証プロセスで用いられる関連するBCMS 規格及びその他の規準文書

7.1.2.3.2 依頼者の事業分野

審査チームに要求される力量を判定し、審査チームメンバーを選定し、審査工数を決定するための申請のレビューを実施する要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 依頼者の事業分野に関連する一般的な用語、プロセス、技術及びリスク

7.1.2.3.3 依頼者の製品、プロセス及び組織

審査チームに要求される力量を判定し、審査チームメンバーを選定し、審査工数を決定するための申請のレビューを実施する要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 外部委託機能を含む、BCMSの開発及び実施並びに認証活動に関する、依頼者の製品、プロセス、組織の種類、規模、ガバナンス、構造、機能及び関係

7.1.2.4 審査報告書のレビュー及び認証の決定に関する力量要求事項

7.1.2.4.1 一般

審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、認証範囲の適切性及び認証範囲の変更の適切性を検証でき、特にインタフェース及び依存関係並びにその関連リスクの特定が継続して妥当かどうかについて、審査の有効性に対するその変更の影響を検証することができる知識をもたなければならない。

さらに、審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) マネジメントシステム全般
- b) 審査プロセス及び手順
- c) 審査の原則、実務及び技術

7.1.2.4.2 事業継続マネジメントの用語、原則、実務及び技術

審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 7.1.2.1.2 の箇条書きのa), c)及びd)に列挙する項目
- b) 事業継続マネジメントに関連した法的及び規制の要求事項

7.1.2.4.3 事業継続マネジメントシステムの規格及び規準文書

審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 認証プロセスで用いられる関連するBCMS 規格及びその他の規準文書

7.1.2.4.4 依頼者の事業分野

審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 関連の事業分野の実務に関する一般的な用語及びリスク

7.1.2.4.5 依頼者の製品、プロセス及び組織

審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員は、次の知識をもたなければならない。

- a) 依頼者の製品、プロセス、組織の種類、規模、ガバナンス、構造、機能及び関係

7.2 認証活動に関与する要員

認証活動に関与する要員は、JIS Q 17021-1 の7.2 によるほか、次の要求事項及び手引による。

7.2.1 BC 7.2.1 審査員の知識及び経験の実証

認証機関は、審査員が知識及び経験をもっていることを、次の事項によって実証しなければならない。

- a) BCMS 固有の認知された資格
- b) 該当する場合には、審査員としての登録
- c) BCMS 研修コースへの参加、及び該当する資格証明書の取得
- d) 専門能力開発についての最新の記録
- e) 他のBCMS 審査員の立ち合いによる、BCMS審査

7.2.1.1 審査員の選定

7.1.2.1に加えて、審査員の選定基準は、各審査員が附属書AのA.1の事項を満たすことが望ましい。

7.2.1.2 審査チームを指揮する審査員の選定

7.1.2.2及び7.2.1.1に加えて、審査チームを指揮する審査員の選定基準は、当該審査員が附属書AのA.2の事項を満たすことが望ましい。

7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用

個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用は、JIS Q 17021-1 の7.3 によるほか、次の要求事項及び手引による。

7.3.1 BC 7.3 外部審査員及び外部技術専門家の審査チーム構成員への起用

技術専門家は審査員の監督の下で業務を行わなければならない。技術専門家に対する最小限の要求事項は、7.2.1.1に記載されている。

7.4 要員の記録

要員の記録は、JIS Q 17021-1 の7.4 による。

7.5 外部委託

外部委託は、JIS Q 17021-1 の7.5 による。

8 情報に関する要求事項

8.1 情報の公開

情報の公開は、JIS Q 17021-1 の8.1 による。

8.2 認証文書

認証文書は、JIS Q 17021-1 の8.2 によるほか、次の要求事項及び手引による。

8.2.1 BC 8.2 BCMS 認証文書

認証文書は、権限を与えられた者が署名しなければならない。

8.3 認証の引用及びマークの使用

認証の引用及びマークの使用は、JIS Q 17021-1 の8.3 による。

8.4 機密保持

機密保持は、JIS Q 17021-1 の8.4 によるほか、次の要求事項及び手引による。

8.4.1 BC 8.4 組織の記録へのアクセス

認証機関は、認証審査の前に、機密情報又は取扱いに慎重を要する情報を含んでいるために、審査チームによるレビューに利用できないBCMS に関連する情報(例えばBCMS の記録又は管理策の設計及び有効性の情報)がある場合は、報告するよう依頼者に求めなければならない。認証機関は、これらの情報がなくてもBCMS が適切に審査できるかを判断しなければならない。認証機関は、これらの特定された機密又は取扱いに慎重を要する情報のレビューなしではBCMS の審査を適切に行えないという結論に達した場合には、適切なアクセスの手配を依頼者が行うまで、認証審査を開始できないことを依頼者に通知しなければならない。

8.5 認証機関とその依頼者との間の情報交換

認証機関とその依頼者との間の情報交換は、JIS Q 17021-1 の8.5 による。

9 プロセス要求事項

9.1 認証活動に先立つ事項

9.1.1 申請

申請は、JIS Q 17021-1 の9.1.1 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.1.1.1 BC 9.1.1 申請の準備

認証機関は、依頼者に対して、JIS Q 22301 及び認証に必要な他の文書に適合する、文書化され、かつ、導入されたBCMS をもつよう要求しなければならない。

9.1.2 申請のレビュー

申請のレビューは、JIS Q 17021-1 の9.1.2 による。

9.1.3 審査プログラム

審査プログラムは、JIS Q 17021-1 の9.1.3 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.1.3.1 BC 9.1.3 一般

BCMS審査のための審査プログラムでは、決定された事業継続手順を考慮しなければならない。

9.1.3.2 BC 9.1.3 審査方法

認証機関の手順は、BCMS を導入する特定の手法、又は文書及び記録の特定の様式を前提としてはならない。認証の手順は、依頼者のBCMS がJIS Q 22301 に規定する要求事項並びに依頼者の方針及び目的を満たしていることの確立に焦点を当てなければならない。

9.1.3.3 BC 9.1.3 初回審査のための一般準備

認証機関は、内部監査報告書及び事業継続マネジメントに関する独立したレビューの報告書へのアクセスのために必要な手配を全て行うことを依頼者に要求しなければならない。

依頼者は、認証審査の第一段階の間に、少なくとも次の情報を提供しなければならない。

- a) BCMS 及びその対象となる活動に関わる一般情報
- b) JIS Q 22301で規定する必要なBCMS 文書の写し及び必要な場合、関連文書の写し

9.1.3.4 BC 9.1.3 レビュー期間

認証機関は、少なくとも一つのマネジメントレビュー及び一つのBCMS内部監査（認証範囲をその対象に含む）が運用されるまでは、BCMS を認証してはならない。

9.1.3.5 BC 9.1.3 認証範囲

審査チームは、定義された範囲に含まれる依頼者のBCMS を全ての適用される認証要求事項を基準として審査しなければならない。認証機関は、依頼者が自らのBCMS の適用範囲の中でJIS Q 22301 4.3 に規定する要求事項を取り扱っていることを確認しなければならない。

認証機関は、認証範囲に定義されたとおりに、依頼者の事業継続に関する事業リスク対応が依頼者の活動を適切に反映しており、その活動の境界まで及んでいることを確実にしなければならない。また、認証機関は、依頼者のBCMS の適用範囲の中にこのことが反映されていることを確認しなければならない。

認証機関は、依頼者が、BCMS の適用範囲に完全には含まれないサービス又は活動とのインタフェースを、認証の対象となるBCMS の中で取り扱っていること、及び自らの事業継続マネジメント活動に含めていることを確実にしなければならない。このような状況の一例には、他組織と施設を共有するケースがある（例えば、ITシステム、データベース、通信システム、業務機能の外部委託）。

9.1.3.6 BC 9.1.3 認証審査基準

依頼者のBCMS を審査するための基準は、JIS Q 22301 でなければならない。また、依頼者が遂行する機能に関連する認証のために、その他の文書を要求してもよい。

9.1.4 審査工数の決定

審査工数の決定は、JIS Q 17021-1 の9.1.4 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.1.4.1 BC 9.1.4 審査工数

認証機関は、初回審査、サーベイランス審査又は再認証審査に関連する全ての活動を行うのに十分な時間を審査員に与えなければならない。審査工数全体の計算には、審査報告書作成のための十分な時間を含めなければならない。また、割り当てられる時間は、次の要素を考慮しなければならない。

- a) BCMS 適用範囲の規模
- b) BCMS の複雑さ
- c) BCMS の適用範囲内で行われる事業の種類
- d) そのBCMS の様々な構成要素を導入する場合に使用される、技術の範囲及び多様性
- e) 事業所の数
- f) 以前に実証されたBCMS のパフォーマンス
- g) BCMS の適用範囲内で用いられる外部委託及び第三者との取決めの範囲
- h) 認証に適用される規格及び規制

認証機関は、初回審査、サーベイランス審査及び再認証審査に使用する工数の根拠を具体的に示すことができるように、又はその正当性を示すことができるように準備しておかなければならない。

9.1.5 複数サイトサンプリング

複数サイトサンプリングは、JIS Q 17021-1の9.1.5によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.1.5.1 BC 9.1.5 複数サイト (Multiple sites)

9.1.5.1.1 依頼者が次のa)～c)の基準を満たす複数の事業所 (sites) をもっている場合、認証機関は、複数サイトの認証審査に対してサンプルに基づいた手法の利用を検討してもよい。

- a) 全ての事業所が同一のBCMS の下で運営されている。このBCMS は、中央で管理・監査されており、かつ、中央でマネジメントレビューが行われる。
- b) 全ての事業所が、依頼者のBCMS 内部監査プログラムに含まれている。
- c) 全ての事業所が、依頼者のBCMS マネジメントレビュープログラムに含まれている。

9.1.5.1.2 サンプルに基づいた手法の適用を希望する認証機関は、次の事項を確実にするための手順を備えなければならない。

- a) 最初に行う契約のレビューによって、サンプリングの適切なレベルが決定されるように、事業所間の違いを可能な限り特定する。
- b) 認証機関が、次の要求事項を考慮して、代表し得る数の事業所をサンプリングしたものである。
 - 1) 本部及びその事業所の内部監査の結果
 - 2) マネジメントレビューの結果
 - 3) 各事業所の規模の違い
 - 4) 各事業所の事業目的の違い
 - 5) 各種事業所のBCMS の複雑さ
 - 6) 作業慣行の違い
 - 7) 行っている活動の違い
 - 8) 管理策の設計及び運用の違い
 - 9) 重要な情報システム、又は取扱いに慎重を要する情報システムとの潜在的相互作用
 - 10) 法的要求事項の違うもの全て
 - 11) 地理的及び文化的側面
 - 12) サイトのリスクの状況
 - 13) 特定のサイトの事業継続マネジメントに関するインシデント
- c) 依頼者のBCMS の適用範囲内における全ての事業所から、代表サンプルを選択する。この選択は、無作為の要素だけでなく、b)の要因を反映する判断に基づく選択によらなければならない。
- d) 認証に先立って、そのBCMS に含まれる、重大なリスクの対象となる全ての事業所を審査する。
- e) 審査プログラムが、上記の要求事項に照らして作成されており、また、3年以内にBCMS の認証の範囲内の代表サンプルを、網羅するようになっている。
- f) 本部又はある一つの事業所で不適合が観察された場合は、その是正処置の手順をその登録証に含まれる本部及び全ての事業所に適用する。

審査は、一つのBCMS が全ての事業所に適用されること、及びそれが中央の管理を運用レベルに行き渡らせることを確実にするために、依頼者の本部の活動を取り扱わなければならない。この審査では、上記の事項を全て取り扱わなければならない。

9.1.6 複数のマネジメントシステム

複数のマネジメントシステムは、JIS Q 17021-1の9.1.6によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.1.6.1 BC 9.1.6 BCMS 文書と他のマネジメントシステム文書との統合

認証機関は、（例えば、事業継続、品質、安全衛生、環境に関する）組み合わせた文書を許可してもよい。ただし、他のマネジメントシステムとの適切なインタフェースを備え、そのBCMS を明確に識別できることが条件となる。

9.1.6.2 BC 9.1.6 マネジメントシステム複合審査

BCMS 審査は、その審査がそのBCMSの認証のための要求事項を全て満たしていることを実証できる場合には、他のマネジメントシステムの審査と複合してもよい。BCMSにとって重要な要素全てが審査報告書に明確に記載されており、容易に識別できるようになっていなければならない。審査を複合することによって、審査の質に悪影響が及ばないようにしなければならない。

9.2 審査の計画作成

9.2.1 審査目的、審査範囲及び審査基準の決定

審査目的、審査範囲及び審査基準の決定は、JIS Q 17021-1 の9.2.1 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.2.1.1 BC 9.2.1 審査目的

審査目的には、依頼者が事業継続手順に基づいた活動を実施しており、かつ、確立した事業継続目的を達成していることを確実にするために、マネジメントシステムの有効性の決定を含めなければならない。

9.2.2 審査チームの選定及び割当て

審査チームの選定及び割当ては、JIS Q 17021-1 の9.2.2 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.2.2.1 BC 9.2.2 審査チーム

認証機関は、審査チームを正式に任命し、そのチームに適切な作業文書を与えなければならない。審査チームに与える業務を明確に定め、依頼者にも通知しなければならない。

審査チームは1名で構成してもよいが、その人は、7.1.2.1の基準を全て満たしていなければならない。

9.2.2.2 BC 9.2.2 審査チームの力量

7.1.2に記載の要求事項を適用する。サーベイランス活動及び特別審査活動については、計画されたサーベイランス活動及び特別審査活動に関する要求事項だけとする。

ある特定の認証審査を担当させる審査チームを選定及び管理する場合、認証機関は、その審査チームの力量が担当する審査に対して適切であることを確実にしなければならない。

審査チームは、次の事項を満たさなければならない。

- a) 認証が求められているBCMSの範囲内の特定の活動に関する適切な専門的知識をもち、かつ、該当する場合は、それらの特定の活動に関連する手順及びそれら特定の活動の潜在的な事業継続上のリスクについての適切な専門的知識をもつ（技術専門家がこの役割を果たしてもよい。）。
- b) 活動、製品又はサービスの事業継続面の管理に関して、組織内のBCMSの適用範囲及び状況を考慮して、信頼できるBCMS認証審査を行うのに十分な程度、依頼者について理解している。
- c) 依頼者のBCMSに適用される法的及び規制の要求事項を適切に理解している。

注記 「適切に理解している」とは、法律に関する高度に専門的な経歴を意味するものではない。

9.2.3 審査計画

審査計画は、JIS Q 17021-1の9.2.3によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.2.3.1 BC 9.2.3 一般

BCMS審査のための審査計画では、決定された事業継続手順を考慮しなければならない。

9.2.3.2 BC 9.2.3 ネットワーク支援の審査手法

審査計画は、適切に、その審査で利用されるネットワーク支援の審査手法を特定しなければならない。

ネットワーク支援の審査手法には、例えば、電話・テレビ会議、ウェブ会議、双方向インターネットによる情報伝達、及びBCMS文書又はBCMSプロセスへの電子的な遠隔アクセスを含めてもよい。このような手法の狙いは、審査の有効性及び効率性を高めること、並びに審査プロセスの完全性を支えるものであることが望ましい。

9.2.3.3 BC 9.2.3 審査のタイミング

認証機関は、被審査組織と、その組織の適用範囲全体を最も良く実証するであろう審査時期について合意することが望ましい。この検討考慮には、適宜、季節、月、曜日/日付及び勤務シフトを含むことができる。

9.3 初回認証

初回認証、JIS Q 17021-1の9.3によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.3.1 BC 9.3.1 初回認証審査

9.3.1.1 BC 9.3.1.1 第一段階

審査のこの段階で、認証機関は、JIS Q 22301で要求されている文書を含む、依頼者のBCMSの設計に関する文書を入手しなければならない。

認証機関は、依頼者の組織、リスクアセスメント及び対応、依頼者の事業継続方針及び目的に照らして、そのBCMSの設計に対する十分な理解を得なければならない。かつ、特に、依頼者の審査に対する準備状況について、十分に理解しなければならない。これによって、第二段階のための計画が可能になる。

第一段階では、文書レビューに加えて、少なくとも依頼者の事業影響度分析、リスクアセスメント、及びそれらに基づく事業継続戦略の決定に焦点を当てなければならない。

第一段階の結果は、報告書として文書化しなければならない。認証機関は、第二段階への移行を決定する前に、第二段階のための必要な力量を備えた審査チームメンバーを選定するために、第一段階の審査報告書をレビューしなければならない。

認証機関は、第二段階では、詳細な調査のために別種の情報及び記録が追加して必要になるかもしれないことを、依頼者に知らせておかなければならない。

9.3.1.2 BC 9.3.1.2 第二段階

9.3.1.2.1 認証機関は、第一段階の審査報告書に文書化された所見に基づき、第二段階を行うための審査計画を策定する。第二段階の目的は、BCMSの有効な実施を評価することのほか、次のとおりである。

- a) 依頼者が自らの方針、目的及び手順を守っていることを確認する。

9.3.1.2.2 そのために、この審査は、依頼者の次の事項に焦点を当てなければならない。

- a) 事業継続方針及び目的に対する、トップマネジメントのリーダーシップ及びコミットメント
- b) JIS Q 22301 に掲げられた文書化に関する要求事項
- c) BCMSの適用範囲
- d) その事業継続の目的に照らして評価される、事業継続のパフォーマンス及びBCMSの有効性
- e) 事業継続方針・目的、事業影響度分析、リスクアセスメント・リスク対応のプロセスの結果、事業継続計画、及び演習の間の対応
- f) プロセス、手順、記録、内部監査、及びそのBCMSの有効性のレビュー。これらは、トップマネジメントの決定、並びに事業継続方針及び目的を確実にするものである。
- g) BCM の取組みの演習

9.4 審査の実施

審査の実施は、JIS Q 17021-1 の9.4 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.4.1 BC 9.4 一般

認証機関は、次の事項についての文書化された手順をもたなければならない。

- a) JIS Q 17021-1 に従って行う、依頼者のBCMS の初回認証審査。
- b) JIS Q 17021-1 に従って定期的実施する依頼者のBCMS のサーベイランス及び再認証審査。このサーベイランス及び再認証審査は、依頼者のBCMS が該当する要求事項に継続的に適合していること、及び依頼者が全ての不適合を是正するために適時に是正処置をとっていることを検証し、かつ、記録するために行う。

9.4.2 BC 9.4 BCMS 審査の固有の要素

認証機関は、審査チームをその代表として、次の事項を実施しなければならない。

- a) 事業継続に関する事業影響度分析及びリスクアセスメントに基づく事業継続計画が、BCMSの適用範囲内におけるBCMSの運用に関連があり、かつ適切であることを実証するよう依頼者に求める。
- b) 事業継続に関するリスクを特定、調査及び評価するための手順、並びにこの手順を実施した結果が、依頼者の事業継続方針、及び目的と整合するとともに、事業継続が組織のマネジメントプロセスに確実に組み込まれているかどうかを確立する。

さらに、認証機関は、事業影響度分析及びリスクアセスメントに用いられる手順が確かで、適切に導入されているか否かを確認しなければならない。

9.4.3 BC 9.4 審査報告書

9.4.3.1 JIS Q 17021-1 の9.4.8 の報告書に関する要求事項に加えて、この審査報告書は、次の情報又は次の情報への参照を提供しなければならない。

- a) 文書レビューの要約を含む審査の詳細
- b) 依頼者の組織の状況、事業継続方針、事業継続目的、事業影響度分析、リスクアセスメント、事業継続戦略の決定、事業継続手順の確立及び実施、演習及び試験の実施、及びパフォーマンス評価に関する認証審査の詳細
- c) 審査計画からの逸脱(例えば、予定された活動を超えるか又はそれよりも少ない時間)
- d) BCMSの適用範囲

9.4.3.2 審査報告書は、十分に詳細で、認証の決定を裏付けし、かつ、それを支えなければならない。また、この報告書は、次の事項を含まなければならない。

- a) 重要な審査証拠及び利用した審査方法 (9.1.3.2 参照)。
- b) 観察された事項、肯定的 (例えば、特筆すべき特性) 及び否定的 (例えば、潜在的な不適合) なもの。
- c) 依頼者のBCMS の認証要求事項に対する適合性に関する見解。これには、不適合についての明確な表明、及び該当する場合には、依頼者の以前の認証審査の結果との有用な比較を含める。

回答が記入された質問状、チェックリスト、観察記録、ログ、又は審査員のノートは、審査報告書を構成する一部となる場合もある。これらの方法を使用する場合、認証の決定に裏付けを与える証拠として、これらの文書を認証機関に提出しなければならない。審査中に評価したサンプルに関する情報を、この審査報告書又は他の認証文書に含めなければならない。

この報告書では、依頼者がそのBCMS に信頼を与えるために採用している内部の組織体制及び手順の適切性を考慮しなければならない。

報告に関する要求事項は、JIS Q 17021-1 の9.4.8 による。さらに、この報告書には、次の事項を含めなければならない。

- BCMS の要求事項及び管理策の導入及び有効性に関する、否定的並びに肯定的な最も重要な観察された事項の要約
- 依頼者のBCMS を認証することが望ましいか否かについての審査チームの推薦。これには、この推薦を立証する情報を含める。

9.5 認証の決定

認証の決定は、JIS Q 17021-1 の9.5 による。

9.6 認証の維持

9.6.1 一般

一般は、JIS Q 17021-1 の9.6.1 による。

9.6.2 サーベイランス活動

サーベイランス活動は、JIS Q 17021-1 の9.6.2 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.6.2.1 BC 9.6.2 サーベイランス活動

9.6.2.1.1 サーベイランスの手順は、この規格に規定する依頼者のBCMS の認証審査に関する手順と整合していなければならない。

サーベイランスの目的は、承認されたBCMS が引き続き実施されていることを検証し、依頼者の運営の変更の結果として生じた、そのシステムへの変更の影響を検討し、かつ、認証要求事項の継続的な順守を確認することである。サーベイランス審査プログラムは、少なくとも、次の事項を含まなければならない。

- a) そのシステム維持の要素（事業影響度分析、リスクアセスメント、演習、BCMS内部監査、マネジメントレビュー、並びに是正処置など）
- b) JIS Q 22301 及び認証に必要な他の文書で要求されている、外部からの情報
- c) 文書化されたシステムへの変更
- d) 変更された領域
- e) JIS Q 22301 中の選択した要求事項
- f) 該当するその他の選択した領域
- g) 演習及び試験の実施

9.6.2.1.2 認証機関による各サーベイランスは、少なくとも、次の事項をレビューしなければならない。

- a) 依頼者の事業継続方針の目的達成の点から見たBCMS の有効性
- b) 関連する事業継続に関する法規制の順守を、定期的に評価しレビューする手順が機能していること

9.6.2.1.3 認証機関は、サーベイランスプログラムを、事業継続に関する事業リスク及び依頼者への影響に関連する事業継続の課題に対して対応できるようにしなければならない。かつ、このプログラムの正当性を示せなければならない。サーベイランス審査は、他のマネジメントシステムの審査と組み合わせてもよい。その場合、報告は、それぞれのマネジメントシステムに関連する側面を明確に示さなければならない。

サーベイランス審査において、認証機関は、認証機関に持ち込まれた異議申立て及び苦情の記録を点検し、かつ、認証要求事項を満たす上での不適合又は不備が明らかかな場合は、依頼者が、自らのBCMS 及び手順を調査して、適切な是正処置をとったことを確認しなければならない。

サーベイランス報告書には、特に、以前に発見された不適合の解決に関する情報、並びに前回審査からの重要な変更に関する情報を含まなければならない。サーベイランスから上げる報告書は、少なくとも、全体として9.6.2.1.1 及び9.6.2.1.2 の要求事項を含むように作成しなければならない。

9.6.3 再認証

再認証は、JIS Q 17021-1 の9.6.3 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.6.3.1 BC 9.6.3 再認証審査

再認証審査の手順は、この規格に規定する依頼者のBCMS 初回認証審査に関する手順と整合していなければならない。

是正処置を実施するために認める期間は、その不適合の重大さの程度に応じ、かつ、関連する事業継続のリスクに応じたものでなければならない。

9.6.4 特別審査

特別審査は、JIS Q 17021 の9.6.4 によるほか、次の要求事項及び手引による。

9.6.4.1 BC 9.6.4 特別なケース

BCMS の認証を受けた依頼者がそのシステムに重大な変更を加える場合、又はその認証の基盤に影響を与えるような他の変化が起きる場合、特別審査を行うために必要な活動は、特別な規定によらなければならない。

9.6.5 認証の一時停止、取消し、又は範囲の縮小

認証の一時停止，取消し，又は範囲の縮小は，JIS Q 17021-1 の9.6.5 による。

9.7 異議申立て

異議申立ては，JIS Q 17021-1 の9.7 による。

9.8 苦情

苦情は，JIS Q 17021-1 の9.8 によるほか，次の要求事項及び手引による。

9.8.1 BC 9.8 苦情

苦情は，潜在的なインシデント及び潜在的な不適合を示す。

9.9 依頼者に関する記録

依頼者に関する記録は，JIS Q 17021-1 の9.9 による。

10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

認証機関に関するマネジメントシステム要求事項は，JIS Q 17021-1 の箇条10 による。

附属書A

(参考)

BCMS 審査チームの選定条件

A.1 BCMS 審査チームの各審査員は、次の事項を満たすか、あるいは同等の知識及び経験を有していることが望ましい。

- a) 大学教育と同等なレベルの専門的教育又は訓練を修了している。
- b) 関連する分野において4年以上の常勤による実務経験があり、このうちの2年以上は、事業継続に関連した役割又は職務に就いている。
- c) 少なくとも5日間の研修を成功裏に修了している。この研修は、研修の範囲が、BCMS 審査及び審査のマネジメントを含む。
- d) 審査員として活動する職責を担う前に、事業継続の全審査過程を経験している。この経験は、再認証審査及びサーベイランス審査を含めて、最低4回延べ20日間（そのうち最大5日間はサーベイランス審査への参加でもよい）以上にわたるBCMS 認証審査への参加によって得ていることが望ましい。この参加には、文書のレビュー、BCMS 導入の審査、並びに審査報告の作成を含まなければならない。
- e) 関連しかつ最近の経験がある。
- f) 事業継続及び審査に関する知識及び技能を、専門能力の継続的開発を通して最新の状態に維持している。

技術専門家は、a)、b)及びe)の基準を満たすことが望ましい。

注記 BCI(Business Continuity Institute) Certificate試験に合格するか、BCIのプロフェッショナルメンバー資格あるいはそれと同等の資格を有していることは、事業継続関連の知識を有していることを示す一つの方法である。

A.2 A.1の事項に加えて、審査チームを指揮する審査員は、次の事項を満たすことが望ましい。この事項を満たしていることを、指導及び監督の下での審査において実証することが望ましい。

- a) 少なくとも3回のBCMS 審査の全段階において、積極的に参加している。この参加には、初回の適用範囲の決定及び計画立案、文書のレビュー、BCMS導入の審査及び正式な審査報告書の作成を含まなければならない。